2025年3月22日

地方公務員災害補償基金

　理事長　佐藤　啓太郎　様

全国労働安全衛生センター連絡会議

議長　平野　敏夫

＜担当連絡先＞

横浜市鶴見区豊岡町20-9

サンコーポ豊岡505

NPO法人神奈川労災職業病センター

事務局長　川本　浩之

　　電話045-573-4289　FAX045-575-1948

要請書

1. 基金各支部の事務を、民間企業における総務人事部署である職員厚生課の職員などが担っており、申請者が不信感を抱くことが少なくないので、「オンブズパーソン」的な独立した部署が担うようにすること。
2. 精神疾患等の原因が複雑な疾病や、災害であっても請求人と関係者、医師等の見解が異なることを把握した場合は、被災者や家族等からの面談による聴取を必ず行うように通達すること。
3. 基金本部や支部の専門医の氏名を明らかにしない理由を説明すること。少なくとも専門科ごとの人数を明らかにすること。
4. 公務災害申請に上司が協力しない場合には直接基金支部が対応できるということが職員に十分周知されていないので、入職時に全職員に周知することを通達すること。
5. 基金本部審査会における口頭意見陳述について、発言しない代理人の出席を認めないことは明らかに不合理であるので運用を改めること。
6. 公務災害認定事例集を作成して公表すること（とくに公務上疾病）。
7. 石綿疾患について、厚生労働省『石綿ばくろ歴把握のための手引』に示された「石綿に関する作業・類型２０　吹きつけ石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（教員　その他）」や実際の認定事例件数を踏まえて、教員の中皮腫などを積極的に公務災害認定すること。
8. 新型コロナウイルスワクチン接種による疾病を発症した職員について、事実上接種が強く勧奨されていた状況をふまえて、原則公務上認定すること。
9. 公務上疾病の調査にあまりにも時間を要している現状を踏まえて、具体的な改善策を明らかにすること。
10. 公務災害の認定基準改正等を議論する専門家のメンバーや議論の内容を開示すること（労災保険であれば、通達改正時には必ず『専門検討会』が公開で開かれて、その報告書が出されることも多い）。

＊個別申請、係争事例に則した要請

＜茨城県支部宮本さん＞

１　支部審査会や本部審査会が、「医学経験則上」判断すると言いながら、宮本さんの事案に関して支部審査会が照会した専門医の「不整脈原性心筋症であったため、体力錬成、訓練により致死性不整脈を誘発した」、「『本人の素因』よりも5年にわたる『訓練』（環境因子）の要因が十分大きいと言える」という意見を全く無視して、公務外決定とした理由を明らかにすること。

２　「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について」（令和３年９月15日地基補第260号）を、宮本さんが裁判によって初めて公務上となったことを受けて、改正すること。具体的には最新の医学的知見に基づく意見を尊重することを明記すること。

＊追加要求（2025年5月28日）

1. 障害特別援護金と遺族特別援護金の金額の根拠を明らかにするとともに、その引き上げを検討すること。